

② 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則の一部改正について

〈主な改正理由と内容〉

1. 令和7年度生産者補給金交付に伴い、別表1に新たな業務対象年間を設定する。

現行の業務対象年間を短縮し、新たな業務対象年間を設定

新							旧						
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則							特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則						
別表1													
対象特定野菜等	業務区分		業務対象年間	保証基準価格 (円/kg)	最低基準価格 (円/kg)	資金造成単価 (円/kg)	対象特定野菜等	業務区分		業務対象年間	保証基準価格 (円/kg)	最低基準価格 (円/kg)	資金造成単価 (円/kg)
	対象市場群	対象出荷期間						対象市場群	対象出荷期間				
にら	東北ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	229.00	157.51 (171.83)	57.19 (45.75)	にら	東北ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	229.00	157.51 (171.83)	57.19 (45.75)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
	関東ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	246.50	169.65 (185.07)	61.48 (49.18)	にら	関東ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	246.50	169.65 (185.07)	61.48 (49.18)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
東北ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	379.00	260.67 (284.37)	94.66 (75.73)	にら	東北ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	379.00	260.67 (284.37)	94.66 (75.73)	
	10月31日まで	令和10年10月31日まで						10月31日まで	令和9年10月31日まで				
関東ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	419.50	288.33 (314.54)	104.94 (83.95)	にら	関東ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	419.50	288.33 (314.54)	104.94 (83.95)	
	10月31日まで	令和10年10月31日まで						10月31日まで	令和9年10月31日まで				
アスパラガス (「グリーンアスパラガスに限る」)	東北ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	843.50	580.11 (632.85)	210.71 (168.57)	アスパラガス	東北ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	843.50	580.11 (632.85)	210.71 (168.57)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
	関東ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	971.00	667.62 (728.31)	242.70 (194.16)	アスパラガス	関東ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	971.00	667.62 (728.31)	242.70 (194.16)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
東北ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	749.00	515.02 (561.84)	187.18 (149.74)	アスパラガス	東北ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	749.00	515.02 (561.84)	187.18 (149.74)	
	9月30日まで	令和10年9月30日まで						9月30日まで	令和9年9月30日まで				
関東ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	764.00	525.42 (573.19)	190.86 (152.69)	アスパラガス	関東ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	764.00	525.42 (573.19)	190.86 (152.69)	
	9月30日まで	令和10年9月30日まで						9月30日まで	令和9年9月30日まで				
生しいたけ	東北ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	576.00	395.97 (431.97)	144.02 (115.22)	生しいたけ	東北ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	576.00	395.97 (431.97)	144.02 (115.22)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
	関東ブロック	5月1日から	令和8年5月1日から	720.00	494.88 (539.87)	180.10 (144.08)	生しいたけ	関東ブロック	5月1日から	令和7年5月1日から	720.00	494.88 (539.87)	180.10 (144.08)
		6月30日まで	令和10年6月30日まで						6月30日まで	令和9年6月30日まで			
	東北ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	601.50	413.68 (451.29)	150.26 (120.21)	生しいたけ	東北ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	601.50	413.68 (451.29)	150.26 (120.21)
		10月31日まで	令和10年10月31日まで						10月31日まで	令和9年10月31日まで			
	関東ブロック	7月1日から	令和8年7月1日から	744.50	511.91 (558.45)	186.07 (148.86)	生しいたけ	関東ブロック	7月1日から	令和7年7月1日から	744.50	511.91 (558.45)	186.07 (148.86)
		10月31日まで	令和10年10月31日まで						10月31日まで	令和9年10月31日まで			
	東北ブロック	11月1日から	令和8年11月1日から	706.00	485.58 (529.72)	176.74 (141.39)	生しいたけ	東北ブロック	11月1日から	令和7年11月1日から	706.00	485.58 (529.72)	176.74 (141.39)
		12月31日まで	令和10年12月31日まで						12月31日まで	令和9年12月31日まで			
関東ブロック	11月1日から	令和8年11月1日から	822.50	565.48 (616.89)	205.62 (164.50)	生しいたけ	関東ブロック	11月1日から	令和7年11月1日から	822.50	565.48 (616.89)	205.62 (164.50)	
	12月31日まで	令和10年12月31日まで						12月31日まで	令和9年12月31日まで				
東北ブロック	1月1日から	令和9年1月1日から	677.50	465.96 (508.32)	169.23 (135.38)	生しいたけ	東北ブロック	1月1日から	令和8年1月1日から	677.50	465.96 (508.32)	169.23 (135.38)	
	4月30日まで	令和11年4月30日まで						4月30日まで	令和10年4月30日まで				
関東ブロック	1月1日から	令和9年1月1日から	778.50	535.41 (584.08)	194.47 (155.58)	生しいたけ	関東ブロック	1月1日から	令和8年1月1日から	778.50	535.41 (584.08)	194.47 (155.58)	
	4月30日まで	令和11年4月30日まで						4月30日まで	令和10年4月30日まで				

※最低基準価格及び資金造成単価の欄の()は、業務方法書第6条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造成単価である。

附 則

1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

